

令和3年10月1日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

# 目 次

ページ

(報告事項)	
I 「これからの時代に相応しい料金体系のあり方」について-----	1
II 令和6年度以降に向けた県営電気事業の対応状況について-----	5
III 相模ダムにおける事前放流の強化について-----	9
IV 土地の上空占有に係る訴訟の提起について-----	10
V 上下水道料金の誤徴収について-----	12
VI 令和2年度における水道料金の免除の状況について-----	13

## I 「これからの時代に相応しい料金体系のあり方」について

神奈川県営水道懇話会において、令和元年10月から「これからの時代に相応しい料金体系のあり方」について検討が進められてきた。その検討結果が取りまとめられ、意見書が提出された。

### 1 意見書の概要

#### (1) 神奈川県営水道を取り巻く状況

##### ア 水需要と水道料金収入の動向

- ・ 水需要は減少傾向で推移しており、有収水量の構成は、昭和40年には約5割を占めていた「業務用」が、令和元年度には2割以下まで減少し、「家事用」が8割以上を占める状況となっている。
- ・ 水道料金収入も有収水量と同様に減少傾向で推移しているが、有収水量の減少率以上に料金収入が減少している。

##### イ 今後の経営環境の見通し

- ・ 給水区域内の人口、世帯数は減少していくものと見込まれており、水需要は長期的に減少傾向が続くことは避けられず、特に世帯数が減少に転じれば、水道料金収入の減少が加速するものと見込まれる。
- ・ 多くの水道施設が順次更新時期を迎えることや、自然災害が激甚化、頻発化しているため、水道施設の耐震化等を講じ、災害に強い水道づくりを着実に進める必要があることから、建設改良事業費の大幅な増加が必至である。

#### (2) これからの時代に相応しい料金体系のあり方

現在の料金体系の特徴ごとの課題を検証しつつ、これからの時代に相応しい料金体系のあり方について、方向性を取りまとめた。

##### ア 用途別・逦増制

- ・ 「家事用」と「業務用」に大別した上で、家事用を安価とし、業務用に多くの負担を求める「用途別」の料金体系
- ・ 使用水量が多くなるほど、従量料金の単価を高額とする「逦増制」
- ・ 「家事用」では一戸当たり使用水量が減少し、「業務用」では産業のソフト化等により多量使用者が減少するなど、使用水量全体が減少する中で水需要の構造も変化していることから、用途別の料金体系を維持する合理性は薄れてきている。
- ・ 製造業などの多量使用者が減少している現在においては、「業務用」が「家事用」を補うといった構造が崩れつつある。

- ・ 水道使用者は、一人ひとりが水道事業を支える一員であり、受益と負担の観点から、水道使用者が受ける各々のサービスの量(受益)に着目して負担を求めることが適当と考えられる。
- ・ 水道メーターの口径の大きさによってサービスの量(受益)を計れば、その口径に応じた費用負担を求めることが可能となるため、口径別料金体系への転換が望ましい。
- ・ 有収水量の減少にしたがって水道料金の減収幅が大きくなり、逓増度が高いほど減収影響が顕著に現れることになる。
- ・ 逓増制は水需要を抑制する目的で導入されたが、既に水需要を満たす水源が確保された現在においては、生活用水への配慮という観点から逓増制を維持しつつ、逓増度について緩和していくことを検討する必要がある。

## イ 二部料金制（基本料金、従量料金）

水道の使用の有無に関わらず負担する「基本料金」と、使用水量に応じて負担する「従量料金」とを組み合わせた「二部料金制」

- ・ 神奈川県営水道の固定的経費が経費全体の約91%であるところ、水道料金収入における「基本料金」の割合が約24%であり、今後、「従量料金」の減収が続くと固定的経費が十分に回収されず、事業運営に支障をきたすことが懸念される。
- ・ 多量使用者ほど、水を送り届けるために必要な施設規模の維持に要する経費が増すが、「基本料金」は一律の金額（710円）となっているため、結果として「基本料金」の負担が軽減されているという実態がある。
- ・ 大口径で整備したにもかかわらず、水道の実績使用量が極めて少ない者については、大口径で水道供給を受けるための固定的経費を満足に負担していない、いわゆる「フリーライダー」として問題点が指摘されている。
- ・ 水需要の減少が続くと見込まれる中で水道事業を安定的に維持するためには、低廉な生活用水を供給することにも配慮しつつ、固定的経費を「基本料金」で回収する割合をできる限り高めていくべき。
- ・ 「フリーライダー」への対策として、例えば、固定的経費を回収する割合に差をもたせた複数の「基本料金」を設定して、できるだけ固定的経費を回収できるように努めるなど、料金体系を工夫していく余地がある。

## ウ 基本水量

従量料金の負担なしで使用できる「基本水量」（1か月あたり8 m<sup>3</sup>）を一律に設定

- ・ 「基本水量」以内であれば使用水量に関わらず水道料金が一律であるため、使用水量に見合った負担を求めることができない。
- ・ 公衆衛生向上の観点から、水道を普及させ清浄な水の使用を促すことを目的に導入されていることから、既に水道普及率がほぼ100%に達していることに鑑みれば目的は達成されたものと考えられる。
- ・ 公衆衛生の水準を維持していくことは引き続き水道事業の重要な役割であることに変わりはないため、廃止の是非を含め料金体系全体の総合的な観点から検討していく必要がある。

### (3) 料金体系と併せて検討すべき課題

#### ア 水道利用加入金

- ・ 水源開発等の財源確保に大きな役割を果たしてきた。既存水道施設の整備に対する新旧使用者間の負担の均衡等の役割は残っているものの、水源開発等の終了により制度の意義が薄れつつある。
- ・ 廃止を含め抜本的な見直しを検討する必要があるが、水源開発等に係る企業債の元利償還が継続している間は、継続もやむを得ないと考える。
- ・ 水道利用加入金は水道事業の収入の大きな柱でもあることから、水道料金のあり方と連動して総括的に検討を進めていく必要がある。

#### イ 減免制度

- ・ 地方公営企業においては、受益者負担の原則になじまない経費については、独立採算の対象から外して一般会計において負担すべきものとされており、福祉等の施策としての減免等に係る費用は一般会計で賄うべきものとする。
- ・ 有収水量の増に繋がる減免制度は、財源確保につなげる一つの方策と考えられるが、効果等の検証を適切に行う必要があること、水道使用者の負担の公平という観点から時限的に行われるべきものであることに留意する必要がある。

### (4) 将来にわたる安定経営の持続に向けて

#### ア 長期財政収支見通し

- ・ 水道施設の更新等には相当な期間が必要であり、少なくとも数十年単位の長期計画を策定して着実に進めなければならない。
- ・ 必要となる事業費を見積った上で財政収支を見通して、その見通しに基づいて適切に水道料金を設定することにより、事業を確実に実施していくことが重要である。

## イ 水道料金の設定と定期的な検証

- ・ 改正水道法では、「長期的な収支見通しの作成」と「見通しに基づく水道料金の設定」、「これらの定期的な検証」を求めている。
- ・ 料金設定する際に基準とする期間について、日本水道協会の水道料金算定要領では、「概ね将来の3年から5年を基準とする」とされている。
- ・ 神奈川県営水道においても、長期的な財政収支見通しに基づき3年から5年程度を基準として水道料金を設定することが望ましい。
- ・ 社会経済状況の変化等にも機動的に対応できるように、水道料金の妥当性を定期的に検証する仕組みも検討すべきと考える。

## ウ 水道使用者の理解促進

- ・ 水道使用者の理解と協力を得ていくことが不可欠。併せて、一人ひとりの水道使用者が料金を負担することで水道事業を支えているという意識の醸成も必要である。
- ・ 神奈川県営水道の将来像を明確にした上で、事業や資本投資の規模、収支の見通しなどを分かりやすく情報発信し、理解を深めてもらう努力をしなければならない。水道使用者からの声を事業へ反映させていくことも重要である。

## (5) おわりに

事業費の大幅な増加と人口の減少は目前に迫っていると考えられることから、本意見書を基に更に議論を深め、早期に今後の料金体系・料金水準について方向性を示すことが望ましい。

## 2 今後の対応

### (1) 新たな検討体制の設置

料金体系の見直しに向けた具体的な検討を行う新たな体制として、地方公営企業法第14条の規定に基づき審議会を設置。

### (2) 今後の予定

令和3年11月	審議会設置に係る条例議案提出
令和4年1月～2月	審議会委員委嘱
3月	第1回審議会開催

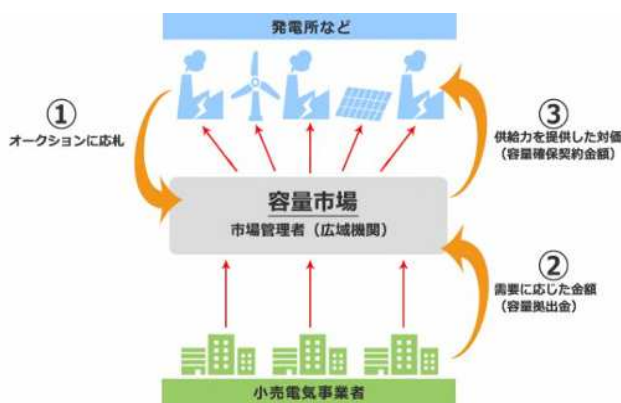
## II 令和6年度以降に向けた県営電気事業の対応状況について

県営電気事業の主要水力発電所の電力は、令和5年度までの電力受給基本契約に基づき、東京電力エナジーパートナー株式会社に売電している。この基本契約終了後の令和6年度以降に向けた対応状況について報告する。

### 1 容量市場の活用について

#### (1) 容量市場の概要

- 容量市場は、4年後に国全体で必要と想定される電気の供給力を確保するため、令和2年度に開設された市場である。
- 発電事業者が容量市場から収入する金額は、発電設備を適切に維持管理するための費用の一部に相当する。
- 容量市場の仕組みは、発電事業者が所有する発電所の供給力で「オークションに応札」(図①)し、落札した発電事業者には、全国の小売電気事業者が負担する「容量拠出金」(図②)から「供給力を提供した対価」(図③)が支払われる。



(出典: 電力広域的運営推進機関ホームページ)

図 容量市場における取引のイメージ図

#### (2) 県営電気事業の容量市場への対応状況

発電事業者は、容量市場への入札義務はないものの、容量市場は小売電気事業者の容量拠出金制度がとられているため、応札しなかった場合には、小売電気事業者との相対契約で、供給力提供の対価を確保することは、大変難しいものとなる。

このため、県営電気事業では、令和2年度の容量市場のオークションに応札し、相模発電所ほか10発電所の供給力提供の対価として、令和6年度の収入(約19億円)を確保した。令和7年度以降も供給力提供の対価を確保するため、毎年度、容量市場のオークションに応札していく予定である。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
オークション ▼契約				供給力の提供	
	オークション (10月) ▼契約				供給力の提供

＜令和3年度のスケジュール＞

令和3年10月1日～14日	応札の受付期間
12月（予定）	約定結果の公表
令和4年2月28日まで	令和7年度容量確保契約の締結

2 小売電気事業者へのサウンディング型市場調査の実施について

県営電気事業の令和6年度以降の売電方法の検討を進める中で、小売電気事業者との相対契約を想定して、小売電気事業者から電気の調達に対する考え方等を聴取するため、サウンディング型市場調査を実施している。

(1) 対象者

- ・ 令和2年度年間販売電力量3億kWh以上の実績を有する者
- ・ 令和2年度年間販売電力量3億kWh未満で、神奈川県営発電事業に関心がある者

(2) 調査の主な内容

- ・ 県営水力発電所の活用方法
- ・ 県の施策との連携に関する提案
- ・ 電力の地産地消に対する取組や考え方
- ・ 契約条件について

(3) スケジュール

令和3年10月22日	意見書の提出期限
11月8日～15日	サウンディングの実施
12月（予定）	実施結果の公表

(4) 相対契約を想定した場合の今後のスケジュール

サウンディング型市場調査等を踏まえて、令和5年度中に令和6年度以降の新たな売電契約を締結する予定。

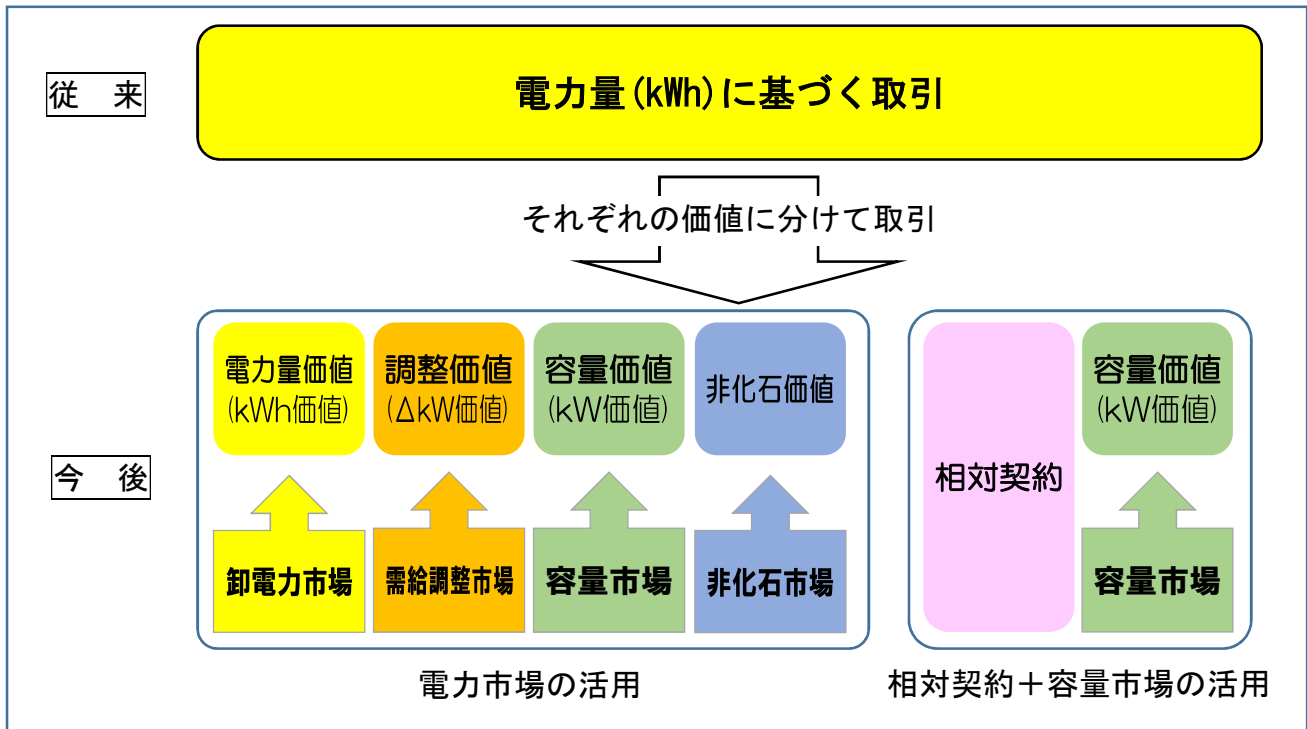
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サウンディング型市場調査 ▼結果の公表	新たな売電方法に向けた検討・公募・契約		新たな売電契約による電気の供給

3 基本契約終了後の令和6年度以降に向けた対応

相対契約や電力市場の活用による売電方法も含めて、引き続き様々な選択肢について検討を進めて行く。



【従来と今後の電力取引のイメージ図】



【各取引市場の概要】

1 卸電力市場

- 電力の需要と供給を一致させるために、余剰または不足することが見込まれる電力量価値 (kWh価値) を予め取引する市場。
- 具体的には、発電事業者及び小売電気事業者は、それぞれ「発電計画」と「需要計画」を前日までに登録することとされているが、計画値が一致しない場合は、実需給の1時間前までに予め「卸電力市場」を通じて余剰分や不足分を売買し、需給を一致させる。

2 需給調整市場

- 短時間の電力の需要と供給の不一致が生じた場合、それを一致させるための調整能力を、調整価値 (ΔkW価値) として取引する市場。
- 具体的には、卸電力市場の取引の締切後に、天候の変化による発電量の変動などで、短時間 (実需給の1時間前～直前) の需要と供給の不一致が発生した場合、送配電事業者は「需給調整市場」を通じて電力の調整能力に優れた発電所の調整力を調達し、需給を一致させる。

### 3 容量市場

- 国が定めた、将来（4年後）の発電能力（供給力）を確保するために、発電所の発電能力そのものを、容量価値(kW価値)として取引する市場。
- 具体的には、発電事業者が、災害時等の予備力も含めた発電設備を将来にわたり維持できるよう、すべての小売電気事業者が、更新等に必要な費用を市場を通じて負担する。
- 発電事業者は、発電所の発電能力に応じた容量価値を市場に登録し、「容量市場」で決定された価格で収入する。

### 4 非化石価値取引市場

- 再生可能エネルギー等で発電された電気が持つ、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないという化石燃料にはない価値を、非化石価値として取引する市場。
- 具体的には、再生可能エネルギー等で発電された電力の非化石価値を、電力量とは別に証書化し市場で取引することで、小売電気事業者が環境負荷の削減を図りながら、CO<sub>2</sub>フリーの電力メニューを用意して販売するなど、需要家の選択肢を広げる効果が期待できる。

### Ⅲ 相模ダムにおける事前放流の強化について

#### 1 趣旨

相模ダムでは、設備更新等を目的とした「相模ダムリニューアル事業」を令和元年度から開始した。

その後、令和元年東日本台風による災害等を踏まえ、国が「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を示し、令和2年5月に、事前放流を実施することを定めた「相模川水系治水協定」を関係者間で締結した。

これを受け、相模ダムリニューアル事業計画のなかで、事前放流の強化を最大限図ることとしたのでその概要を報告する。

#### 2 相模ダムの事前放流強化

相模ダムリニューアル事業計画では、ゲートなどの放流設備は、通常運用を行いながら更新するため、既設ゲートを仮締切ゲートとして利用しながら、新たな放流設備をダム堤体下流側の低い位置に構築することとしている。

こうした計画を踏まえ、概略設計の段階で、できるだけ事前放流を強化する検討を行った結果、既設放流設備と比べ、ダム越流高を約1.8m下げることにより、洪水調節可能容量を約300万立方メートル増加させることとした。

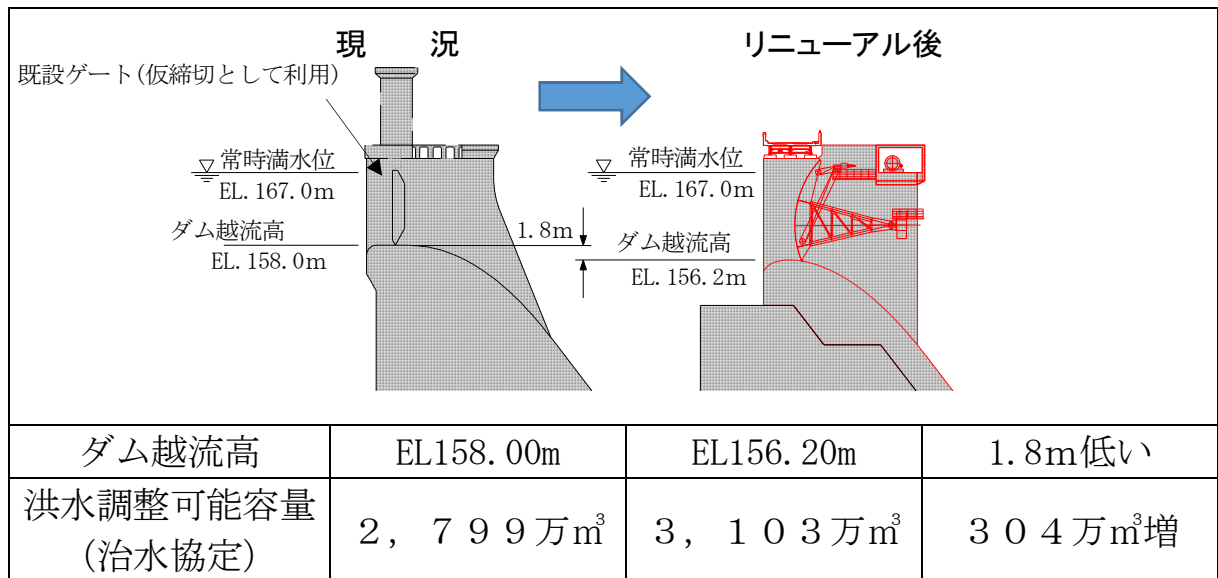


図 施設更新比較

#### 3 今後の進め方

- 現在執行している実施設計において、放流設備等の形状寸法やダム越流高の切り下げ幅について、詳細を決定していく。
- 事前放流の強化に相当する部分に関しては、国が創設した補助制度（その費用の1/2を上限に補助）を活用しながら進めていく。

## IV 土地の上空占有に係る訴訟の提起について

### 1 訴訟の概要

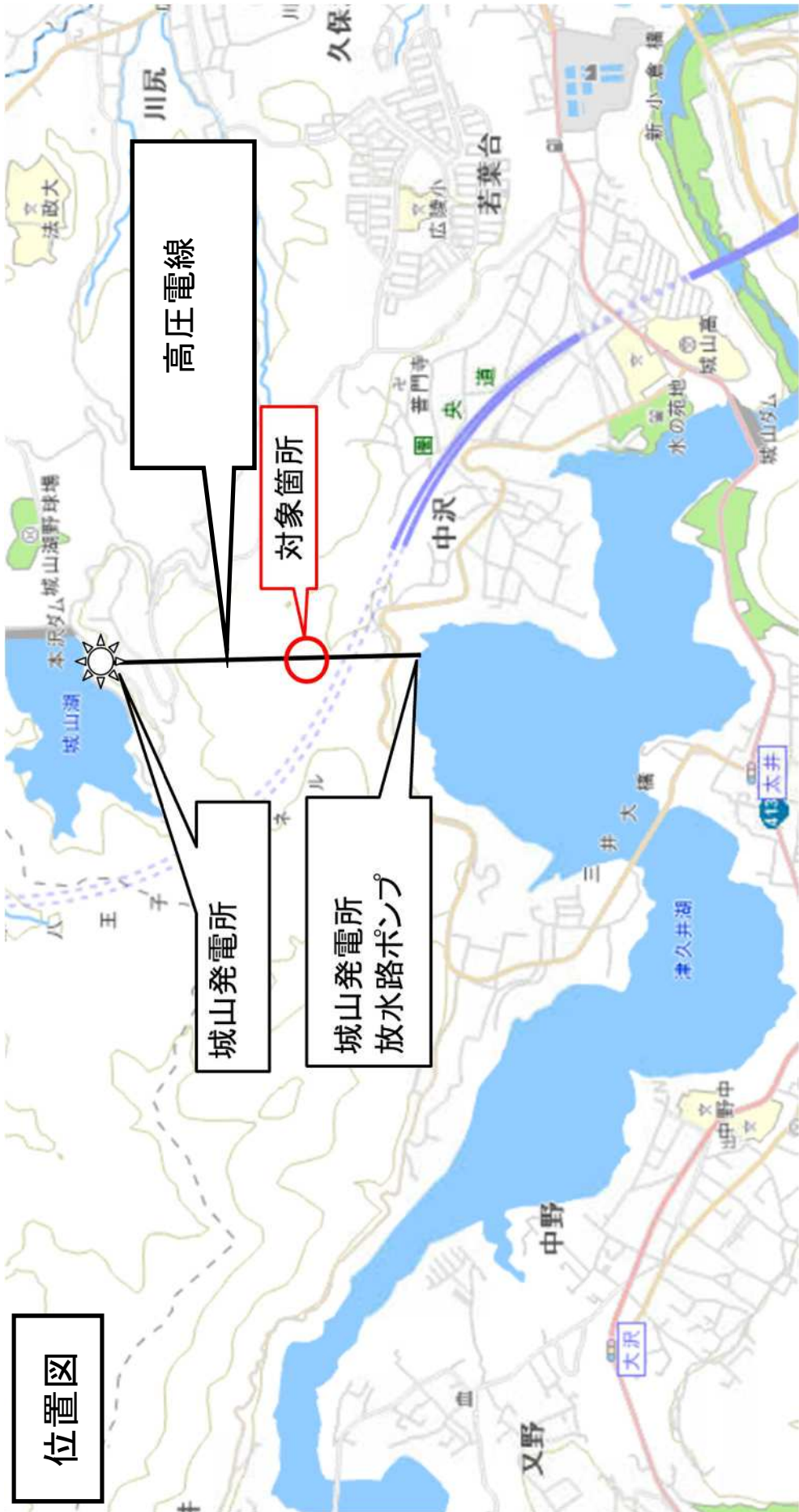
城山発電所施設に係る高圧電線下の原告所有土地（以下「当該土地」という。）について、企業庁が何ら権限なく当該土地の上空を不法に占有しているとして、当該土地の上空を使用していた期間に係る使用料約535万円及び経過利息の支払い並びに電線の撤去、植栽の原状回復を企業庁に求める訴訟が原告から提起された。

### 2 経緯

- ・ 昭和40年  
城山発電所の放水路ポンプに電力を供給する高圧電線を敷設
- ・ 平成21年7月6日  
原告が公売により当該土地を取得
- ・ 平成30年9月12日～  
原告から不法占有している旨の申立てがあり、当該土地の上空使用に係る契約が未締結であることが判明し、契約締結について原告と協議
- ・ 令和3年6月14日  
原告が東京地方裁判所へ訴状を提出

### 3 企業庁の対応

- ・ 県顧問弁護士を訴訟代理人として応訴した。
- ・ 令和3年7月27日 第1回口頭弁論
- ・ 令和3年9月14日 第2回口頭弁論



位置図

## V 上下水道料金の誤徴収について

### 1 事実の概要

令和3年9月2日、鎌倉市内の水道使用者から「上下水道使用量のお知らせ」に記載の使用水量について問合せがあり、内容を確認したところ、上下水道料金管理システムのプログラムに誤りがあり、使用水量が正しく計算されず上下水道料金を誤徴収していたことが判明した。

平成30年度まで遡って確認したところ、21件、総額28,943円の誤りが確認された。

(内訳)	過大	17件	26,907円		
	(水道料金	17件	16,188円、	下水道使用料	14件 10,719円)
	過少	4件	2,036円		
	(水道料金	4件	1,318円、	下水道使用料	3件 718円)

### 2 誤徴収の発生原因

有効期間を満了した水道メーターを交換した日と同日に水道メーターの定期検針を実施した場合、当日の使用水量が正しく計算されないプログラムの誤りがあったことによるもの。

### 3 対応の状況

- ・ 誤徴収が確認された水道使用者へ謝罪と説明を行うとともに、過大又は過少に徴収した上下水道料金について還付又は追徴。なお、納入通知書発付前の水道使用者には、正しい使用水量を記載した「上下水道使用量等のお知らせ」を交付。
- ・ 平成29年度以前分について誤徴収の有無を確認するため、バックアップデータをシステムに取り込むための作業を開始。
- ・ 上下水道料金管理システムのプログラム修正に着手。

## VI 令和2年度における水道料金の免除の状況について

神奈川県県営上水道条例第46条第1項及び同条第2項の規定に基づき、公営企業管理者は水道料金を納入することができる見込みがないと認める場合は、500万円以下のものに限り当該水道料金を免除することができる。

また、同条第2項の規定に基づき、毎年度の免除した件数及び金額を議会に報告することとされている。

### 1 水道料金の免除対象

債務者の所在不明その他の理由により納入見込みのない水道料金で、神奈川県県営上水道条例施行規程（以下「規程」という。）第25条の2第4項の各号の規定に該当するもの。

### 2 件数及び金額

13,479件、35,825,532円

### 3 免除の内訳

#### (1) 理由別内訳

- ・ 債務者の所在不明（規程第25条の2第4項第2号該当）  
13,385件、35,223,548円
- ・ 債務者の破産（規程第25条の2第4項第3号該当）  
94件、601,984円

#### (2) 用途別内訳

- ・ 家事用 12,892件、30,032,453円
- ・ 業務用 587件、5,793,079円

#### (3) 免除金額別内訳

- ・ 100,000円超 500,000円以下 20件、4,642,866円
- ・ 10,000円超 100,000円以下 311件、5,430,478円
- ・ 10,000円以下 13,148件、25,752,188円